

京都大学	博士（工 学）	氏名	SHAKYA LATA（サキヤ ラタ）
論文題目	ネパールの歴史都市における中庭型集住体の共用空間の管理システムに関する研究 ーパタン旧市街地を対象としてー		
<p data-bbox="188 392 448 427">（論文内容の要旨）</p> <p data-bbox="172 436 1422 638">本論文は、歴史都市の共用空間が、都市化社会に対応しながら、持続的に継承されるための管理システムに着目したものである。ネパールの歴史都市における中庭型集住体の共用空間である中庭の管理システムのあり方を、性質の異なる中庭の所有、利用、管理の関係から検討するとともに、コモンズ論の知見を援用して考察することによって明らかにすることを試みている。本論文は以下に示す7つの章から成る。</p> <p data-bbox="172 689 1422 1064">第1章は序論であり、ネパールの歴史文化の変遷、歴史的環境の保全・継承のための取組、歴史都市の中庭型集住体およびそこでの伝統的管理組織の存在、そして都市化社会による共用空間の管理問題について整理をした上で、中庭型集住体の共用空間である中庭の管理システムのあり方を検討する必要性を示している。また、①歴史的環境の保全・継承のために歴史都市の生活と空間を踏まえた地域計画研究、および②都市化に対応した歴史都市の共用空間の管理システム、すなわち、所有、利用、管理の関係を踏まえた居住地マネジメント研究という本研究の視座を提示している。その上で研究の目的とそれを達成するための課題の設定、既往研究における研究の位置づけを行っている。</p> <p data-bbox="172 1115 1422 1444">第2章では、中庭型集住体における生活実態を明らかにしている。まず、歴史都市パタン市の中庭型集住体を含む旧市街地と新しく開発された新市街地の生活空間の実態と生活行動の比較分析を行っている。その上で、複数の住宅が隣接している中庭型集住体では、住宅前の外部空間、すなわち、住宅の軒下、中庭、路地等が、近所の人々が集まって談話したり、作業をしたりする共用空間になりやすく、居住者にとって重要な生活行動が観察されることを示している。また、中庭型集住体の居住者にとって、市街地に存在する仏教僧院、寺院、祠などへの巡拝は日課であり、歴史的建造物とその周辺の共用空間は日常の重要な生活空間になっていることを明らかにしている。</p> <p data-bbox="172 1496 1422 1960">第3章では、歴史都市における中庭型集住体の起源である仏教僧院バハ・バヒに着目し、現在もバハ・バヒの名称をもつ中庭型集住体を対象として、その空間構成を明らかにしている。まず、歴史的背景から中庭型集住体バハ・バヒの変遷を把握し、原型に近いバハ・バヒの空間構成に基づいて、中庭型集住体の空間構成の分析のための視点として①中庭を囲む僧院建物の囲み形状、②中庭の通り抜けの可否と出入り口の制御の有無、の2つを設定し、パタン旧市街地の65件のバハ・バヒの空間構成を分析し、12タイプの空間構成を抽出している。その結果、通り抜けができない、すなわち仏教僧院という施設として独立した事例よりも、通り抜けができる、市街地との連続性を持つ事例が多いことを明らかにしている。また、通り抜けできるものでも、時間帯によっては出入りの制御が行われていることなど、中庭単位での管理ルールが存在することを明らかにしている。</p> <p data-bbox="215 2011 1422 2040">第4章では歴史都市における中庭型集住体の共用空間で、特に、住宅や建物へのア</p>			

京都大学	博士 (工 学)	氏名	SHAKYA LATA (サキヤ ラタ)
<p>クセスに利用する表中庭の所有と利用について明らかにしている。第 3 章では単体の中庭型集住体における空間構成を分析しているが、第 4 章、第 5 章、第 6 章では、複数のタイプの中庭型集住体が集合した街区を対象にしている。第 4 章では表中庭 3 件を対象とし、法的資料を基にネパールの土地制度や土地登記プロセスについて整理を行った上で、表中庭は政府所有 (サルワジャニク・ジャッガ) になっているものと、僧院の運営組織サンガ所有の私有地 (ライカル・ジャッガ) であることを明らかにしている。利用については、二つの時期の平日と休日、計 4 日の観察調査に基づいて分析を行っている。その結果、表中庭は不特定多数による公的な利用から居住者による私的な生活行為まで多様な利用がみられる共用空間であることを明らかにしている。</p> <p>第 5 章では、第 4 章で対象とした街区における表中庭の管理について明らかにしている。まず、中庭型集住体におけるコミュニティ単位について整理し、管理にかかわる主体を宗教関連、居住関連、行政関連に分類した上で、表中庭で行われている管理行為において各主体が行っている行為を意思決定・業務実施・費用負担に分けて分析している。その結果、地域活動のための組織トル・コミティが、行政関連、宗教関連および外部の利用者との関わりにおいて、まとめ役となっていることを明らかにしている。また、中庭の管理は、居住者の利用状況に応じた体制で行われ、場合によっては近隣の居住者も含むという柔軟なものになっていることを明らかにしている。</p> <p>第 6 章では、前章と同じ街区を対象とし、住宅や建物へのアクセスに利用しない裏中庭 27 件の所有、利用、管理について分析している。裏中庭は私有地ではあるが、共同所有の場合は課税されないこと、土地の売買ができない所有形態であることなどを、法的資料に基づいて明らかにしている。また、裏中庭は、かつてサーガー (ゴミ集め場) としての機能を持っていたが、現在は主に環境調整空間および配管空間、収納空間としての機能をもち、生活空間としては洗濯場としての利用のみであり、表中庭のような多様な利用はみられないことを明らかにしている。また、裏中庭は、増築や私物の放置など、管理不良の事例が多く、所有者の管理意識が低下していることを指摘している。</p> <p>第 7 章は結論であり、前章までで得られた知見を踏まえ、共用空間である中庭の管理システムの実態とその意味を考察している。その上で、管理システムのあり方を検討するための知見として、多様な公的利用から私的利用までがみられる表中庭と、単一の私的利用のみがみられる裏中庭の持続性の要件を以下のようにまとめている。表中庭においては、①管理には所有者に限らず利用者も参加すること、②管理を所有者限定としても、利用は所有者限定にしないこと、③場所に応じた社会関係を活かした柔軟な組織体制で管理にあたること、を挙げている。裏中庭については、④環境調整機能をはじめ、中庭の多様な機能について、居住者の意識の向上を図ること、⑤裏中庭の機能回復のため、規制および誘導を図ること、を挙げ結論としている。</p>			

氏名	SHAKYA LATA (サキヤ ラタ)
----	-------------------------

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、ネパールの歴史都市における中庭型集住体の共用空間である中庭の、都市化に伴う管理問題に着目し、その管理システムのあり方を、中庭型集住体の生活と空間の実態および共用空間の所有、利用、管理の関係から明らかにし、コモンズ論の知見も援用して検討したものである。得られた主な成果は次のとおりである。

1. 旧市街地と新市街地の居住者の生活行動調査により、旧市街地の中庭型集住体は居住者にとって重要な生活空間であり、仏教僧院・寺院・水汲み場などの歴史的建造物とその周辺の共用空間は居住者の生活と一体化していることを明らかにした。また、仏教僧院を起源とする中庭型集住体でも、仏教僧院建物だけで囲まれた中庭だけでなく、仏教僧院と住宅で囲まれた中庭、住宅だけで囲まれた中庭など多様な空間が存在すること、さらに、多様な中庭が連担して通り抜けができ、市街地と連続性を持ちながらも、時間帯によって扉を開け閉めするなどの管理ルールがあることを明らかにした。

2. 中庭型集住体の共用空間である中庭を住宅・建物へのアクセスに利用する表中庭と住宅・建物へのアクセスに利用しない裏中庭として捉えた上で、それぞれの所有、利用、管理の関係を把握し、裏中庭は①所有、利用、管理が同一の管理システム、表中庭は②所有と管理が同一の管理システム、と③どちらも同一でない管理システムになることを示した。①と②は「所有者管理型」であり、③は「利用者参加による共同管理型」と言える。増築、私物放置、清掃不良といった管理問題の多い裏中庭の管理システムは①であり、管理問題が少ない表中庭は②と③であった。そのことから、所有、利用、管理の主体が同一であることが、管理上必ずしも合理的であるとはいえないことを指摘した。また、所有者以外が利用できる表中庭の場合は監視が働き、管理責任を放棄しにくくなっていること、利用だけではなく、管理にも所有者以外の主体が参加することで、単一の主体が弱体化しても別の主体が対応できるようになることを指摘した。

3. 共用空間としての中庭の管理システムをコモンズとして捉えた場合、①は利用・管理とも所有者に限定する「伝統的コモンズ・閉じたコモンズ」であり、②は管理のみを所有者に限定する「利用について開いたコモンズ」であり、③は利用・管理のどちらも所有者に限定しない「利用・管理ともに開いたコモンズ」であることを指摘し、これまでコモンズ論において議論されてきたコモンズの悲劇を回避する方法の一つとして「利用・管理共に開いたコモンズ」が有効である場合があることを示した。

これらをもとに、歴史都市の共用空間管理システムのあり方について考察している。

以上、本論文は、ネパールの歴史都市における中庭型集住体の共用空間の継承のための管理システムのあり方を考察しており、歴史都市の保全・再生のための計画・管理研究と実践に示唆を与えるものとして、学術上、實際上寄与するところが少なくない。よって、本論文は博士(工学)の学位論文として価値あるものと認める。また、平成25年2月27日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行って、申請者が博士後期課程学位取得基準を満たしていることを確認し、合格と認めた。